

○印西市介護保険制度における特定（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

平成21年 3 月 31日 告示第56号

改正

平成21年 9 月 25日 告示第107号

平成28年 3 月 8 日 告示第29号

平成29年 3 月 27日 告示第34号

印西市介護保険制度における特定（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、市が福祉用具購入費等の支給を行う場合において、当該福祉用具購入費等を負担することとなる居宅要介護被保険者等の一時的な負担を軽減するため、福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）福祉用具購入費等 法第44条第 1 項に規定する居宅介護特定福祉用具購入費、法第45条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具購入費及び法第57条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- （2）居宅要介護被保険者等 法第41条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- （3）受領委任払い 市が居宅要介護被保険者等に福祉用具購入費等を支給すべき額につき、当該居宅要介護被保険者等がその支給に係る申請及び受領に関し、その権限を委任した登録事業者に福祉用具購入費等の支払をすることをいう。
- （4）登録事業者 法第44条第 1 項に規定する特定福祉用具及び法第56条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の販売を行う事業者及び法第45条第 1 項に規定する住宅改修及び法第57条第 1 項に規定する介護予防住宅改修をいう。以下「住宅改修」という。）を行う事業者であって受領委任払いを受諾し、市に登録したものをいう。
- （5）指定居宅介護支援事業者等 法第46条第 1 項及び第58条第 1 項に規定する者をいう。

（居宅要介護被保険者等の手続等）

第 3 条 居宅要介護被保険者等は、福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給しようとするときは、その受給に係る申請及び受領に関し登録事業者にその権限を委任しなければならない。

2 居宅要介護被保険者等は、前項に規定する受領委任払いに係るサービスの

提供を受けようとするときは、あらかじめ指定居宅介護支援事業者等に当該福祉用具購入費等に係る特定福祉用具及び住宅改修に関する事項について協議するものとする。

- 3 前項の場合において、指定居宅介護支援事業者等から指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けていない居宅要介護被保険者等にあつては、前項の規定にかかわらず、介護保険担当課と協議するものとする。

第4条 削除

(指定居宅介護支援事業者の責務)

第5条 指定居宅介護支援事業者等は、居宅要介護被保険者等の福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いに関し、第3条第2項に規定する協議があつたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 特定（介護予防）福祉用具に該当するものであること。
- (2) （介護予防）住宅改修に該当するものであること。
- (3) 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いに関する申請の手続が適正であること。

(登録の申請等)

第6条 特定福祉用具の販売を行う事業者及び住宅改修を行う事業者で登録事業者として登録の申請を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録事業者として決定をしたときは、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録簿（特定福祉用具・住宅改修）（別記第3号様式。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
- 4 前項の規定による登録の有効期限は、登録の決定を受けた年度の翌年度末までとする。

(変更の届出等)

第7条 登録事業者は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、受領委任払い登録事項変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、受領委任払い登録事業廃止（休止・再開）届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録事業者の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 福祉用具購入費等の請求に不正があつたとき。
- (2) 不正の手段により登録を受けたとき。

- (3) 倒産したとき又は適正な事業の運営ができなくなったとき。
- (4) 次条第2項に規定する守秘義務に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する報告の求めに応じないとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該登録事業者を抹消し、福祉用具購入費等受領委任払い登録事業者取消通知書（別記第6号様式）により当該登録事業者に通知するものとする。

（登録事業者等の責務）

第9条 登録事業者は、居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等に係るサービスを提供するときは、指定居宅介護支援事業者等及び介護保険担当課と必要な連絡調整を行い、適正にサービスを提供するよう努めなければならない。

2 登録事業者（当該事業の業務に従事している者を含む。）は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（福祉用具購入費等の支給申請）

第10条 登録事業者は、福祉用具購入費等の受領委任払いの支給に係る申請を行おうとするときは、介護保険居宅介護特定福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（別記第7号様式）又は介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、前項の申請を行おうとするときは、第5条各号に規定する事項について、指定居宅介護支援事業者等の確認を受けなければならない。

3 登録事業者は、居宅要介護被保険者等が第3条第3項の協議が終了している旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第5条各号に規定する事項について、介護保険担当課の確認を受けなければならない。

（支給の決定及び支払）

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護福祉用具購入費等（特定福祉用具・住宅改修）支給（不支給）決定通知書（登録事業者用）（別記第9号様式）により当該登録事業者に、介護保険居宅介護福祉用具購入費等（特定福祉用具・住宅改修）支給（不支給）決定通知書（申請者用）（別記第10号様式）により当該居宅要介護被保険者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、福祉用具購入費等を当該登録事業者に支払うものとする。

（報告）

第12条 市長は、福祉用具購入費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し、特定福祉用具又は住宅改修に係る事項について報告を求

めることができる。

(福祉用具購入費等に係る申請及び受領の委任の制限)

第13条 居宅要介護被保険者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者に福祉用具購入費等の支給に係る申請及び受領に関し、その権限を委任することができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法の変更の記載がされているとき。
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められているとき。
- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされているとき。
- (4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされているとき。
- (5) 法第131条の規定による普通徴収に係る介護保険料について、第10条第1項の申請書の提出を行う日以前の納期において未納並びに不足があるとき。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第6条の規定については、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日告示第107号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月8日告示第29号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第34号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第6条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第6条)

第4号様式 (第7条)

第5号様式 (第7条)

第6号様式 (第8条)

第7号様式 (第10条)

第8号様式 (第10条)

第9号様式 (第11条)

第10号様式 (第11条)